

一戸建て住宅に設置する尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準の
ただし書に係る取扱い（緩和措置）について

（適用条件）

- 1 次の各号いずれにも適合する場合、その住宅部分の処理対象人員を5人とすることができる。
 - （1） 一戸建ての専用住宅又は併用住宅に設置される合併処理浄化槽であること。（二世帯住宅、賃貸住宅及び建売住宅を除く。）
 - （2） 住宅部分の延べ床面積（増築又は改築を行う場合は、当該工事後の延べ床面積）が180㎡以下であること。
 - （3） 実居住人員及び将来の居住人員の見込みが5人以下であること。
 - （4） 使用水量の見込みが1,000ℓ／戸・日以下であること。
 - （5） 台所及び浴室がそれぞれ1か所以内であること。

（遵守事項）

- 2 ただし書の適用を受ける場合は、次の各号を遵守しなければならない。
 - （1） 自らの責任において、浄化槽の法定検査、保守点検及び清掃が適切に実施されること。
 - （2） 浄化槽設置後、1の各号に適合しなくなった場合及び法定検査の結果が「不適正」と判定された場合には、適切な規格（人槽）の浄化槽への切替・交換、浄化槽維持管理標準契約書の変更契約を含め、速やかに改善措置を講じること。
 - （3） 浄化槽管理者（設置者）を変更する場合、変更後の浄化槽管理者に対し、当該浄化槽設置届出書（計画書）の写し等を引き渡す等して、1及び2の各号について遵守義務があることを承継すること。

（書類の提出）

- 3 次の届出書（計画書）等を提出する際に、ただし書の適用を受ける場合は、別紙1による「一戸建て住宅に設置する尿尿浄化槽の処理対象人員算定における緩和措置の適用願い」を4部添付すること。
 - （1） 浄化槽設置（変更）届出書（計画書）
 - （2） 記載事項変更（訂正）届出書

（記載方法）

- 4 次の届出書（計画書）等の各欄に「※緩和措置適用」と記載すること。（記載例参照）
 - （1） 浄化槽設置（変更）届出書（計画書）の「5. 処理対象人員及び算定根拠」の欄
 - （2） 記載事項変更（訂正）届出書の「③浄化槽の規模」の欄等

（適用日）

- 5 本取扱いは、令和4年4月1日から適用する。

(1) 浄化槽設置(変更)届出書(計画書)

(2) 記載事項變更（訂正）届出書

- ・増改築、用途変更の場合

④ 変更 の内容	項 目	変 更 前	変 更 後
	建築用途	専用住宅	併用住宅 (持ち帰り専用の弁当店を増築)
	延べ面積	175㎡	200㎡ (住宅) $17.5\text{m} \times 10\text{m} = 175\text{m}^2 \leq 180\text{m}^2$ ＝5人槽
	算定根拠	$17.5\text{m} \times 10\text{m} = 175\text{m}^2$ ＝7人槽	(店舗) $5\text{m} \times 5\text{m} \times 0.075 \div 2$ 人槽 <u>※緩和措置適用</u>